

裁 決 書

審査請求人

北九州市八幡西区筒井町15番1号

処 分 庁 北九州市八幡西福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成18年8月24日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法(昭和25年法律第144号。)による処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

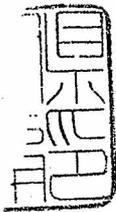
主 文

本件審査請求を却下します。

理 由

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第15条第1項は、「審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。」とし、その事項については、「一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所、二 審査請求に係る処分、三 審査請求に係る処分があったことを知った年月日、四 審査請求の趣旨及び理由、五 処分庁の教示の有無及びその内容、六 審査請求の年月日」と定めており、法第21条には、「審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。」と規定されています。

本件審査請求は、平成18年8月24日付け書面で郵送され、審査庁において同年8月25日に受理しましたが、審査請求に係る処分、審査請求の趣旨など不明確であり、不適法であることから、法第21条の規定に基づき、



請求人に対し、審査請求書の補正を命じたところ、同人は、同年11月17日に同補正に係る文書を受領したにもかかわらず、補正命令に応じられませんでした。

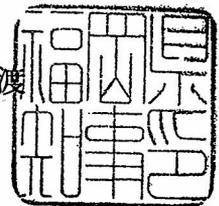
よって、本件審査請求は不適法であり、法第40条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決をした福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成19年7月5日

福岡県知事 麻生 渡



裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

北九州市八幡東区中央1丁目1-1

処 分 庁 北九州市八幡東福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成19年3月22日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に対する審査請求（以下「審査請求甲」という。）及び同年4月26日付けで提起のあった保護申請却下決定処分に対する審査請求（以下「審査請求乙」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求甲を却下します。

処分庁が平成19年3月30日付け北九東護第5938号で行った保護申請却下決定処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、平成19年2月13日付け北九東護第5号で行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分甲」という。）及び平成19年3月30日付け北九東護第5938号で行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分乙」という。）の取消しを求めるというもので、その理由は、次のとおりです。

1 本件処分甲について

請求人は、10年程前から [REDACTED] による痛みが激しく、入退院を繰り返している。今回の保護申請中も [REDACTED] による痛みが激しく強い痛み止めの [REDACTED] を使っていたため、電話や訪問があっても対応することができない状



態であり調査を拒否したわけではない。また、十分に働ける状態でもない。

処分庁は、保護申請却下の理由の一つとして指導・指示違反をあげているが保護申請中の者に対して指導・指示をすることはできない。

処分庁の連絡票は入っていたが、必要な調査には応じているので何の目的で訪問してくるのか理解できなかつたし、調査を拒否した場合、保護申請が却下される旨の説明は全くなかつた。

2 本件処分乙について

処分庁は、平成19年3月30日付けで本件処分甲を取り消したとしているが、同取消通知において取り消されたのは、同年2月9日付けで通知したとされる保護却下決定処分である。本件処分甲は、同年2月13日付けの文書で行われた処分であるから本件処分甲は取り消されていない。このような手続の下に行われた本件処分乙は無効である。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由は、次のとおりです。

1 審査請求甲について

法は、保護の実施機関は、保護の決定または実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができる旨規定し(法第28条第1項)、要保護者が立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、保護の開始の申請を却下することができる旨規定している(同条第4項)。

処分庁は、請求人が処分庁の訪問や連絡票を無視し求職活動状況を把握することができないことなどから法第28条第1項の調査を拒み、妨げ、忌避したものと判断し、請求人の保護申請を却下したものである。

2 審査請求乙について

処分庁は、保護申請却下決定通知書記載の却下理由のうち「能力不活用及び指導指示に従わなかつた」との記載が誤りであったため、本件処分甲を取り消し「請求人が処分庁の行う調査を忌避したと認められたため」という理由に訂正して本件処分乙を行ったものである。

なお、本件処分甲の取り消しにあたり同取消通知書に「平成19年2月13日付北九東護(保決)第5号で通知した保護却下決定処分」と記載すべきところを「平成19年2月9日付北九東護(保決)第5号で通知した保護却下決定処分」と日付部分について誤って記載していたが、本件処分甲の取り消し及び本件処分乙については、請求人に説明の上、各通知書を手交してお

り、請求人は各処分について理解していたはずである。

第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

1 平成19年1月15日

請求人は、処分庁に保護申請を行ったこと。

2 同年1月17日

処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人と面接したこと。処分庁は、請求人に対し、今回の保護申請については、請求人の病状について調査の上、決定を行う旨説明したこと。

3 同年1月19日

処分庁は、請求人宅を訪問したが請求人は不在であったこと。

4 同年1月24日

処分庁は、請求人が通院している[REDACTED]の主治医に面接の上、病状調査を行い、就労は可能である旨の回答を得たこと。

5 同年1月25日

処分庁は、請求人宅を訪問したが請求人は、不在であったこと。処分庁は、請求人に対し翌26日午後3時に来所するよう連絡票に記載して玄関の中に入れたこと。

6 同年1月26日

処分庁は、同年1月24日の病状調査の結果について処分庁の嘱託医と協議したところ、主治医意見のとおり請求人の就労は可能であるとの意見を得たこと。

処分庁は、来所した請求人に対し、今後は求職活動を行いその状況を求職活動状況届書に記入しておくよう指導したこと。

7 同年2月7日

処分庁は、請求人宅を訪問したが請求人は不在であったこと。処分庁は、翌日午後3時頃に再度訪問すること、都合が悪い時は処分庁に連絡することを記載した連絡票を玄関戸の隙間に差し込んだこと。

8 同年2月8日

処分庁は、ケース診断会議を行い、請求人の保護申請について、稼働能力がありながら求職活動を行っていないのであれば却下が妥当であり請求人の求職活動状況等を把握の上、判断することとしたこと。

処分庁は、午後3時頃請求人宅を訪問したが応答がなかったこと。請求人宅の玄関の鍵はその突起部分の状態によって玄関戸の内側から施錠したか外側から施錠したかがわかる構造となっており、当日の鍵はその突起部分がでてお



り内側から施錠した状態であったことから請求人は、在宅していることが推測されたこと。また、前日に玄関戸に差し込んだ連絡票の場所が変わっていたこと。

処分庁は、翌日午前10時頃に再度訪問すること、都合が悪い時は処分庁に連絡することを記載した連絡票を玄関戸の隙間に差し込んだこと。

9 同年2月9日

処分庁は、午前10時頃請求人宅を訪問したが応答がなかったこと。当日の鍵は、前日同様その突起部分がでており内側から施錠した状態であったため請求人は在宅していることが推測されたこと。また、前々日及び前日に玄関戸に差し込んだ連絡票は、いずれも玄関の中に落ちていたこと。処分庁は、訪問した旨を記載した連絡票を玄関戸の隙間に差し込んだこと。

処分庁は、請求人の通院状況について [REDACTED] に確認したところ、直近では同年2月7日に通院していることを把握したこと。

10 同年2月13日

処分庁は、請求人の保護申請を却下する本件処分甲を行い、同日付の保護申請却下決定通知書を配達証明郵便で請求人に郵送したこと。なお、同郵便は、同年2月15日に請求人に配達されたこと。

同通知書には、却下の理由として次のとおり記載されていたこと。

「あなたは、疾病のため働くことができないとの理由で保護申請されましたが、当福祉事務所は、あなたから訴えのあった疾病について、主治医から病状調査を行い、また、その調査の結果について当福祉事務所の嘱託医との協議を行った結果、十分に働くことが可能と判断し、あなたに就労に対する助言・指導をしました。

また、就労状況及び生活実態について、報告を求めましたが、調査拒否により実態の把握が出来ない状況にあります。

従って、今回の保護申請は、能力不活用及び当福祉事務所からの指導指示に従わなかったものとし判断し、要件を欠くものとして却下します。」

11 同年3月22日

請求人は、処分庁を訪れ再度、保護申請を行ったこと。

処分庁は、同年2月7日及び同年2月8日に不在であったこと及び連絡票を玄関戸に差し込んでいたことについて問うと請求人は、連絡票には気がついていた旨述べたこと。

12 同年3月30日

処分庁は、本件処分甲について却下決定した理由に誤りがあったとして同日付で当該処分を取り消し、改めて同日付で請求人の保護申請を却下する旨の本件処分乙を行ったこと。なお、同取消通知書には、「平成19年2月9日付北



九東護（保決）第5号で通知した保護却下決定処分について、却下決定した理由に誤りがあったため、これを取り消します。」と記載されていたが、「2月9日」は、「2月13日」の誤りであったこと。

処分庁は、請求人宅を訪問の上、同取消通知書及び本件処分乙の通知書について説明の上、請求人に手交したこと。

本件処分乙の通知書には、却下の理由として次のとおり記載されていたこと。

「あなたは平成19年1月15日、疾病のため働けないとの理由で生活保護の申請をされ、当福祉事務所で保護の調査を行ったところです。その際、あなたの家を何度も訪問しましたが、いつも不在だったため、その度に連絡票を投函し、次回訪問日の告知や都合が悪ければ福祉事務所に連絡するよう促し調査が円滑に進むよう努力しました。それにも関わらず、あなたは福祉事務所へ連絡することもなく、必要な調査を拒み、忌避し続けました。よって福祉事務所としては、あなたの生活状況等を把握することができず、適正な保護の決定が出来ないため、法第28条4項により保護申請を却下します。」

13 同年11月9日

処分庁は、請求人に対し、上記12記載の日付の誤りを訂正する旨の通知書を手交したこと。

第4 審査庁の判断

1 本件処分甲について

処分庁は、本件処分甲の却下理由の一部に誤りがあったためこれを取り消し、本件処分乙を行った旨主張しています。

他方、請求人は、処分庁が平成19年3月30日付けで本件処分甲を取り消したと主張していることについて、同取消通知において取り消されたのは、同年2月9日付け文書で行われたとされる保護申請却下決定処分であり、本件処分甲は、同年2月13日付けの文書で行われたものであるから、本件処分甲は、取り消されていない旨主張していますので以下検討します。

確かに同取消通知書の記載のうち、本件処分甲にかかる通知文書の日付は、「2月9日」ではなく「2月13日」であったことが認められます（第3の12）。

しかし、同取消通知書の記載のうち、本件処分甲にかかる通知文書の文書番号など日付以外の事項については、誤りはありません（第3の12）。また、処分庁は、請求人宅を訪問のうえ説明し同取消通知書及び本件処分乙の通知書を請求人に手交したことが認められます（第3の12）。さらに、当時、本件処分甲以外に請求人に係る保護却下決定処分は、行われておらず、同取消通知に記載された本件処分甲の日付の記載誤りが請求人の同取消通知にかかる理

解を妨げあるいは誤認させた事情は窺えません。その後、当該日付の誤りについては、同年11月9日に訂正されています(第3の13)。

以上のことから、日付の誤りのみをもって本件処分甲の取り消しを否定することは相当でないものと思料されます。したがって本件処分甲は、既に取り消されており処分そのものが存在しませんので、審査請求甲は、不適法であると言わざるを得ません。

2 本件処分乙について

(1) 法は、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」(法第28条第1項)と規定し、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」(法第28条第4項)こととされています。

(2) 本件においては、次の各事実が認められます。

- ①保護申請後、処分庁は、平成19年1月17日に請求人宅で請求人と面接したこと(第3の2)。
- ②請求人は、処分庁の不在連絡票の指示に従い同年1月26日に処分庁に來所していること(第3の5、同6)
- ③同年2月7日から同月9日までの3日間にわたり請求人は、不在あるいは訪問に対する応答がなかったこと(第3の7、同8、同9)。なお、この間の同年2月7日に請求人は、XXXXXXXXXXに通院していること(第3の9)。
- ④処分庁は、同年2月7日及び同月8日に翌日の訪問予定時刻を連絡票に記載して玄関戸の隙間に差し込んだこと。また、差し込んだ連絡票の場所が翌日には変わっていたこと(第3の7、同8、同9)。連絡票が差し込まれていたことについて、請求人は気がついていなかったこと(第3の11)。
- ⑤同年2月8日及び同月9日については、請求人の玄関の鍵の状態から請求人は在宅していたことが推測されるにもかかわらず、処分庁の訪問に対する請求人の応答はなかったこと(第3の8、同9)。

上記のとおり請求人は、保護申請当初は、処分庁の調査に協力していたものの、請求人の求職活動を把握するため処分庁が訪問を行った同年2月7日以降は、処分庁との連絡がとれない状態になっていたものと認められます。

しかし、このような状態は、同年2月7日から同月9日までの3日間の訪問に請求人が対応しなかったことによるものによらず、その理由について請求人は、XXXXXXXXXXの影響等によるものである旨主張しているところであり、同訪問に対応しなかったことが処分庁による調査を拒否あるいは忌避するとの請求人の意思に基づくものであるか否かについては、明らかではないといわざるを得ません。

- (3) 要保護者が、保護の目的のために必要な調査に協力しないような場合の対応について、生活保護業務の指針として平成5年に厚生省社会・援護局保護課が監修し作成した生活保護手帳別冊問答集（以下「別冊問答集」という。）では、次のとおり記載されています。

「調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、これに協力することがその者の利益であること、及び必要な協力の具体的な内容について懇切に説明し、しかもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定を行い得ないこととなるので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。この場合保護の実施機関は保護の決定を行うために、収入認定等に必要な要保護者の調査を行わなければならないが、この調査が拒まれ、妨げられる時は、法第28条第4項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。」(問480)

これを本件についてみると、処分庁は、平成19年2月7日から同月9日までの3日間にわたって請求人宅を訪問したものの、請求人との連絡がつかなかったことに対し、再度訪問する予定日時及び都合が悪い時は処分庁に連絡することを記載した連絡票を玄関戸の隙間に差し込んだのみであることが認められます（第3の7、同8、同9）。処分庁が訪問した3日間のうち同年2月8日及び9日の2日間は、請求人宅の鍵の状態から請求人が在宅していることが推測されたものの、応答がなかった理由について請求人に対する意思確認は行われていません。また、請求人に対し、面接が必要な理由やこれに協力することが請求人の利益であることなどについての説明も行われていません。

他方、前述のとおり請求人は、処分庁の連絡票に従い来所するなど保護申請当初は、処分庁の調査に協力していたことが認められます。処分庁は、請求人との連絡がとれないことに伴い結果として請求人の求職活動状況を把握することができなかったものの、これ以外に請求人が保護の決定を行うために必要な諸調査を拒みまたは妨げた事情は窺えません。

以上のとおり、本件処分乙の理由は、処分庁が3日間にわたって訪問し、

再度訪問する予定日時及び都合が悪い時は処分庁に連絡することを記載した連絡票を投函したことに対して請求人が応答しなかったことのみによるものであり、請求人に対する意思確認や面接調査が必要な理由の説明など請求人の協力を得るための努力は、何ら認められません。このような状況のもと請求人が調査を拒否しているとして行われた保護申請却下処分は、性急に過ぎ相当でなかったものといわざるを得ません。

もっとも請求人は、処分庁の連絡票に気がついていたことについては認めています（第3の11）。また、この間、同年2月7日には病院に通院しており、仮に処分庁の訪問時には[REDACTED]の影響などにより応答することができなかったにせよ、これが治まった後で処分庁に何らかの連絡等を行うことは可能であったものと思料されます。しかし、前述のとおり処分庁の連絡票には、来所要請や面接調査の必要性についての説明など請求人の協力を得るための記載はなされておらず、請求人の協力を得るための説明等を何ら行うことなく保護の決定を行うべきではなかったものと思料され、処分庁への連絡等を怠った請求人の不誠実な対応を考慮してもなお請求人が調査を拒否し、妨げ、若しくは忌避したとまで認定できる事実はなく、本件処分乙は相当でなかったといわざるを得ません。

第5 結論

以上のとおり、審査請求甲及び乙については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項及び第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成19年12月6日

福岡県知事 麻 生

